

大分市民図書館雑誌スポンサー募集要領

1. 雑誌スポンサー募集の目的

大分市民図書館(以下「図書館」という。)では、市民閲覧の雑誌について、その購入費を企業等が負担し、広告媒体として利用することにより、図書館の雑誌購入費を節減し、他の図書資料の購入費に充てることとし、図書館サービスのさらなる向上を図ることを目的とします。

※雑誌購入費を負担する民間事業者等を以下「雑誌スポンサー」という。

2. 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに図書館用雑誌の購入代金を負担していただき、その雑誌を図書館雑誌コーナーに配架します。提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、裏面には広告を表示することができます。

なお、雑誌スポンサー制度の対象となる雑誌は、教育委員会が指定した雑誌のうちから、雑誌スポンサーが選定していただき、調達は図書館が行います。

また、納入された雑誌は図書館の所有とします。

3. 雑誌スポンサー及び広告の対象

- (1) 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他教育委員会が適当と認めた者を対象とし、個人を対象としません。
- (2) 雑誌スポンサー及び広告の内容は、図書館の公共性及び社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、大分市広告料収入事業実施要綱(平成 17 年 4 月 1 日施行)第 3 条の規定に基づく、大分市広告料収入事業広告掲載基準(平成 17 年 4 月 1 日施行)に規定する基準を満たすものとし、

4. 広告の規格・表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等を表示します。
表示の大きさ縦3センチ、横 10 センチ以内
貼付位置最新号カバー底辺より4センチ以上上部中央付近
- (2) 裏面の広告は、当該提供雑誌サイズ以下のものとし、片面印刷のものを1枚掲載します。
なお、広告・スポンサー名は雑誌スポンサー申込者が必要枚数作成してください。カバーへの貼付、掲載は図書館が行います。
- (3) 広告掲載雑誌の提供図書館は雑誌スポンサー申込書にて選定し、配架位置は図書館が決定します。
- (4) 表示期間は契約期間内の発行雑誌とし、随時、広告の内容を変更することが出来るものとします。

5. 広告の期間

- (1) 広告の期間は原則として4月1日から翌年3月31日までとし、年度の途中からは教育委員会が表示を決定した月の翌月1日から3月31日とします。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、教育委員会又は雑誌スポンサーいずれかの広告掲出の中止の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとします。
- (2) 雑誌スポンサーは、年度途中において広告の掲出を中止することはできません。ただし、止むを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

6. 申込みの受付

申込みは、随時受付けを行います。

7. 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサーの申込があった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を実施します。

8. 申込み方法

- (1) 雑誌スポンサー申込書(第1号様式)に必要事項を記入し、下記市民図書館へ持参、又は郵送のいずれかの方法により提出してください。
- (2) 申込書提出時に、広告図案、会社概要等(業務内容等がわかるもの)、雑誌スポンサーのホームページのURL(任意)を添付して提出してください。

〒870-0839

大分市金池南1丁目5番1号(ホルトホール大分内)大分市民図書館

電話番号 097-576-8242 : FAX 097-544-5610

メールアドレス tosyokan@city.oita.oita.jp

9. 契約

雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合は、覚書(第2号様式)により契約を締結します。

10. 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、教育委員会が指定する納入業者に直接お支払いください。

- (1) 支払い方法は各雑誌スポンサーと納入業者との協議により決定してください。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、教育委員会と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えます。

(4) 年度途中の取りやめ及び納入業者への前払い代金の返還はできません。

11. その他

(1) 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、次の順で選定します。

①申込み順とします。

②2年目以降は、前年度のスポンサーを優先します。

(2) ご記入いただいた個人情報は、大分市個人情報保護条例に基づき、雑誌スポンサー制度運営のみに使用します。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。